

○運送事業用自動車~~が運送事業用自動車でなくなった場合~~の保管場所標章の交付
(第 13 条第 4 項)

審査基準

平成 21 年 2 月 13 日作成

法令名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項	第 13 条第 4 項
処分の概要	運送事業用自動車 が運送事業用自動車でなくなった場合 の保管場所標章の交付
原権者(委任先)	警察署長
法令の定め	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 6 条第 1 項(保管場所標章)、第 13 条第 3 項(適用除外等) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 4 条(保管場所標章の交付の手続)
審査基準	
標準処理期間	1 日
申請先(届出先)	当該車両の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課を含む。)
決裁区分等	警察署交通課長(交通第一課長を含む。)